

## 熊本県緑の少年団育成連絡協議会規約

### (名称)

第1条 この会は、熊本県緑の少年団育成連絡協議会(以下「県育成連」という。)と称する。

### (事務所)

第2条 県育成連の事務所は、熊本市中央区水前寺6丁目5番19号公益社団法人熊本県 緑化推進委員会(以下「県緑委」という。)内に置く。

### (目的)

第3条 県育成連は、県内各地域で緑の少年団を育成指導する団体(以下「地域協議会」という。)相互の緊密な連携のもと、緑の少年団の自立的活動を促進し、もって緑の少年団の健全な発展を助長することを目的とする。

### (定義)

第4条 緑の少年団(以下「少年団」という。)とは、別に定める緑の少年団育成指導要項(以下「指導要項」という。)に基づき、県育成連または地域協議会に登録された団体をいう。

### (事業)

第5条 県育成連は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)少年団の結成、登録及び助成
- (2)少年団の育成及び指導
- (3)少年団相互の親善、交流及び情報交換
- (4)少年団指導者の養成、研修
- (5)地域協議会相互の連絡、調整及び情報交換
- (6)少年団関係の諸大会及び研修会等への参加
- (7)その他目的を達成するために必要な事業

### (会員)

第6条 県育成連の会員は、地域協議会、県緑委及び関係行政機関とする。

### (役員)

第7条 県育成連に次の役員を置く。

会長1名、副会長1名、常務理事1名、監事2名

2 役員は構成員の互選により選任する。ただし常務理事には県緑委事務局長を充てる。

3 役員の職務は次のとおりとする。

(1) 会長は、県育成連を代表し、業務を総括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 常務理事は、会長、副会長を補佐し、業務を処理する。

(4) 監事は、県育成連の会計を監査する。

4 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。補欠により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

(会義)

第8条 県育成連の会議(以下「会議」という。)は、総会と役員会とする。

2 会議の議長には、会長があたる。

3 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決すところによる。

4 やむを得ない理由により会議が開催できない場合、会長は書面により可否を求め、会議の議決に代えることができる。

(総会)

第9条 総会は、会員をもって構成する。

2 毎年1回会長がこれを招集する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に開催することができる。

3 総会においては、次の事項を決議する。

(1) 前年度の事業報告及び収支決算

(2) 当年度の事業計画及び収支予算

(3) 役員の選任

(4) 規約の変更

(5) その他役員会で必要と認められた事項

(役員会)

第10条 役員会は、役員をもって構成する。

2 毎年1回会長がこれを招集する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に開催することができる。

3 役員会においては、次の事項を決議する。

(1) 総会に付議すべき事項及び総会の招集に関する事項

(2) 総会決議の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない県育成連業務の執行に関する事項

(事務局)

第11条 県育成連の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長1名と担当職員を置く。
- 3 事務局長は、常務理事をもって充てる。
- 4 担当職員は、事務局長が所属する団体の職員とする。

(経費)

第12条 県育成連の経費は、負担金、助成金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 県育成連の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附則

- 1 この規約は、平成13年11月15日から施行する。
- 2 第4条の規定(緑の少年団の定義)は、指導要項の施行日から適用する。
- 3 県育成連の設立当初の役員は、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第7条第4項の規定にかかわらず、平成15年1月31日までとする。
- 5 県育成連の設立当初の会計年度は、第13条の規定にかかわらず、設立総会のあった日から平成14年1月31日までとする。
- 5 この規約は平成17年4月28日から施行する。
- 6 この規約は、平成24年2月1日から施行する。